

○久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例

令和3年3月18日

条例第2号

(設置)

第1条 新総合複合施設の整備に関する事項について調査審議するため、久喜市新総合複合施設整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、新総合複合施設の基本構想の策定その他新総合複合施設の整備に関して必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠け

たときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、財政部アセットマネジメント推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。